

千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設
及び千葉県花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（案）

千葉県（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「乙」という。）とは、甲の設置する公の施設である千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンターの管理に関し次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉県スポーツ施設設置管理条例（平成3年千葉県条例第23号。以下「スポーツ施設条例」という。）第14条第4項、千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号。以下「公園条例」という。）第32条第4項及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉県条例第5号。以下「コミュニティセンター条例」という。）第15条第4項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に指定された乙が行う千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンター（以下「管理施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定の意義）

第2条 この協定において乙が遵守すべき事項として定められたものは、スポーツ施設設置管理条例第15条、公園条例第33条及びコミュニティセンター条例第16条の「市長の定めるところ」として位置づけられるものとする。

（定義）

第3条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定期間 乙に管理施設の管理を行わせる期間として甲が定めたものをいう。
- （2）関係法令等 地方自治法、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の乙が行う管理の業務（以下「管理業務」という。）に関係する法令、設置管理条例その他の条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。
- （3）募集関係図書 甲が管理施設の指定管理者の公募に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類（この協定書の案を除く。）の一切をいう。
- （4）管理運営の基準 募集関係図書のうち千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンターの指定管理者管理運営の基準をいう。
- （5）提案書類 乙が管理施設の指定管理者の公募手続において甲に提出した千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンター指定管理者指定申請書及びその添付書類その他の一切の申請書類並びにこの協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- （6）自主事業 乙が管理施設を利用して、自らの企画による事業を実施し、又は第三者にこれを行わせて、当該事業に係る利用者等又は当該第三者から利用料金その他の料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。
- （7）保有文書 乙の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）又は従業員が管理施設の管理に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の役員又は従業員が組織的

に用いるものとして乙が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。

- (8) 市の休日 千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。
- (9) 指定管理料 管理業務（自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）の遂行の対価をいう。
- (10) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (11) 法令の変更 法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

（適用関係）

第4条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、この協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、この協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、この協定の規定が優先して適用されるものとする。

（管理施設）

第5条 管理施設は、別記第1に定めるとおりとする。

（指定期間）

第6条 指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までであることを確認する。

第2章 管理業務の範囲、管理の基準等

（管理業務の範囲及び実施条件）

第7条 管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ施設条例第4条第1号、公園条例第8条第1号及びコミュニティセンター条例第8条第1号に規定する管理施設の使用の許可に関する業務及びスポーツ施設条例第7条第1号、公園条例第12条及びコミュニティセンター条例第10条第1号に規定する使用の制限等に関する業務（以下「使用許可業務」と総称する。）
- (2) スポーツ施設条例第4条第2号、公園条例第8条第2号及びコミュニティセンター条例第5条第2号に規定する管理施設の維持管理に関する業務（以下「維持管理業務」という。）
- (3) 市からの事業実施受託業務
- (4) 自主事業の実施に関する業務
- (5) 前4号に掲げる業務に付帯する業務

2 管理業務の細目及び乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、この協定に定めるもののほか、募集関係図書及び提案書類（以下これらを総称して「募集関係図書等」という。）（募集関係図書に定める条件は提案書類に記載された条件に優先するものとし、募集関係図書に定める条件の水準を提案書類に記載された条件の水準が上回るときは、当該上回る部分については提案書類に記載された条件を優先する。）に定めるとおりとする。

（関係法令等の遵守）

第8条 乙は、関係法令等に従って、管理業務を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、乙の役員若しくは管理業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、管理業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、管理業務に関して保有する個人情報について、千葉県指定管理者等個人情報保護規程（以下この条において「個人情報保護規程」という。）及び千葉県指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領（以下この条において「個人情報保護事務処理要領」という。）の規定に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を適切に取り扱うこと。
- (2) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出を受けて決定等を行うこと。
- (3) 前号の決定等に対する異議申出を受けて再決定をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護規程及び個人情報保護事務処理要領において指定管理者が行うべきものとされていること。

(暴力団の排除)

第11条 乙は、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念にのっとり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 管理業務に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 管理業務の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 管理業務に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(情報の公開)

第12条 乙は、管理業務に関して保有する情報の公開について、千葉県〇〇センター指定管理者情報公開規程準則及び千葉県〇〇センター指定管理者情報公開事務処理要領準則の規定の例により自ら情報の公開に関する規程を作成して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 開示の申出を受けて保有文書を開示すること。
- (2) 保有文書の開示決定等に対する異議申出を受けて再決定をすること。
- (3) 保有文書を適正に管理すること。
- (4) 情報提供施策を充実すること。

(文書管理規程の作成)

第13条 乙は、保有文書を適正に管理するため、指定期間の初日までに、保有文書の文書管理規程（保有文書の分類、作成、保存、廃棄及び引継ぎに関する基準その他の保有文書の管理に関して必要な事項を定める規程をいう。以下同じ。）を作成して、甲の確認を受けなければならない。この場合において、管理業務の経理に関する保有文書については、事業年度終了後5年を下回らない期間保存することとしなければならない。

(善管注意義務)

- 第14条 乙は、善良な管理者の注意をもって、管理業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、管理業務の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により管理施設を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく管理施設を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって管理施設を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得等)

- 第15条 乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、管理業務の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(人員の確保)

- 第16条 乙は、管理業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保して、必要な研修等を行うものとする。この場合において、当該人員に暴力団員等又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を充ててはならない。
- 2 前項前段の場合において、乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条に規定する事業者の責務をより一層果たすべく、管理業務に従事する従業員の確保に当たっては、同法に規定する障害者を採用するよう努めなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、乙は、管理施設が本市の公の施設であることを考慮し、管理業務に従事する従業員の確保に当たっては、率先して本市内に居住する者の採用を図るものとする。

(再委託等)

- 第17条 乙は、管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。
- 2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。
- 3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。
- 4 乙は、再委託等については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。
- 5 乙は、再委託等をした管理業務に伴い再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託等をする場合は、募集関係図書等の記載内容に従い、可能な限り本市内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。

(労働者の安全の確保等)

- 第18条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその関連法令に従って、管理施設において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図って、労働災害の発生を防止するものとする。

(電力等の確保等)

- 第19条 甲は、乙が管理業務を実施する上で必要な電力、用水、燃料等（以下この条において「電力等」という。）について、指定期間の初日までにその供給者と供給契約を締結する等により利用可能な状態を確保するものとする。この場合において、乙が管理業務を実施す

る上で必要な電力等の確保に関する甲の義務は、これに限るものとする。

- 2 乙は、管理業務の実施に当たって費消した電力等の代金を支払い、又は副資材等をその責任において調達するものとする。

(近隣への配慮等)

- 第20条 乙は、指定期間中、自己の費用及び責任において、管理業務を実施するために合理的に要求される範囲内で周辺の生活環境に配慮するものとする。

(緊急時の対応等)

- 第21条 乙は、管理施設又は管理施設の利用者等に災害又は事故があったときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに甲に報告して、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、管理施設が本市において災害が発生した際に現地対策本部、物資の備蓄箇所、救護医療スペース等の救援、復旧等の拠点としての役割を担う可能性があることを了解するとともに、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、管理施設が当該役割を果たす上で必要な一切の行為に協力するほか、平時においては、当該役割を担うための防災機能の維持その他の準備に協力するものとする。

- 3 乙は、管理施設が千葉市地域防災計画上の避難所に指定されていることを十分に認識し、避難所運営委員会の一員として平常時から避難所運営委員会の会議や訓練等に参加するとともに、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、避難所関連業務や避難所の管理運営への協力業務を行うものとする。災害等の発生により帰宅困難者が発生し、受入れを行う必要がある場合も同様とする。

(付保)

- 第22条 乙は、自己の費用及び責任において管理業務に係る募集関係図書等に記載された内容の損害保険契約を締結するものとし、指定期間中、当該保険契約を維持するものとする。

- 2 乙は、指定期間の初日までに、甲に対し、前項の損害保険契約の保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示した上で、その写しを提出しなければならない。損害保険契約を更新し、又は変更した場合も、同様とする。

第3章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

- 第23条 乙は、毎年9月15日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の市の休日でない日とする。）までに翌事業年度の管理業務に係る次に掲げる事項を記載した次年度事業計画案（別記第2）に当該管理業務に関する収支予算見積書を添付して甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施体制に関すること。
- (2) 管理施設の維持管理に関する計画、自主事業の実施に関する計画その他管理業務の実施計画に関すること。
- (3) 第42条第2号に規定する利用者へのアンケート調査の実施方法、質問内容等の実施計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

- 2 乙は、毎年3月25日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の市の休日でない日とする。）までに、翌事業年度の管理業務に係る前項各号に掲げる事項を同項の次年度事業計画案の内容を踏まえて記載した事業計画書（別記第3）に当該管理業務に係る収支予算書を添付して甲に提出して、その承認を得るものとする。

- 3 次年度事業計画案及び事業計画書は、募集関係図書等の記載内容に適合するものとしなければならない。

4 乙は、第2項の事業計画書（収支予算書を含む。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする内容を示した書面を甲に提出して、その承認を得なければならない。

（事業報告）

第24条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「報告事項」という。）を日報として記録するとともに、毎月10日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の市の休日でない日とする。）までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書（別記第4）を甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (4) 管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

2 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書（別記第5）に管理業務に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

（経理の区分）

第25条 乙は、管理業務の実施に係る経理については、その他の経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、指定管理料及び利用料金その他管理業務に係る収入を独立した管理口座で管理するものとする。

2 前項の区分は、公の施設ごとに区分するとともに、当該区分したものを自主事業と自主事業以外の管理業務とに区分するものとする。

（関係機関との連絡調整）

第26条 乙は、事業計画の策定及び管理業務の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

第4章 管理業務の実施

第1節 総則

（業務責任者の選任）

第27条 乙は、管理業務に従事する従業員の中から業務責任者を選任しなければならない。

2 乙は、業務責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した業務責任者を変更したときも、同様とする。

3 業務責任者は、指定管理者としての業務内容を十分に理解し、及び管理業務の円滑な遂行に努めることとする。

4 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の使用の許可に関すること。
- (2) 管理施設の利用者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 管理業務の指導監督に関すること。

（職務代理者の選任）

第28条 乙は、業務責任者に事故があるとき又は欠けたときに業務責任者の職務を代理する者として、業務責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職

務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第29条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう管理業務に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(管理業務マニュアルの整備)

第30条 乙は、管理業務に従事する従業員が適切に管理業務に関する職務を実施することができるよう、指定期間の初日までに、管理業務に関するマニュアル(以下この条において「マニュアル」という。)を作成して、甲に届け出なければならない。マニュアルの内容を変更した場合についても、同様とする。

2 マニュアルは、関係法令等及び募集関係図書等の記載内容に適合するものでなければならない。

3 甲は、乙に対し、マニュアルについて必要な指導をすることができる。

第2節 使用許可業務

(遵守事項等)

第31条 乙は、使用許可業務の実施に当たっては、地方自治法並びにスポーツ施設条例及び千葉市スポーツ施設管理規則(平成3年千葉市条例第23号。以下「スポーツ施設規則」という。)並びに公園条例及び千葉市都市公園条例施行規則(昭和34年千葉市規則第4号。以下「公園規則」という。)、並びにコミュニティセンター条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則(昭和54年千葉市規則第9号。以下「コミュニティセンター規則」という。)の規定に従い、適切にこれを行わなければならない。

2 乙は、使用許可業務の実施に当たっては、千葉市行政手続条例(平成7年千葉市条例第40号)及び千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年千葉市規則第57号)の規定を遵守しなければならない。

(審査基準等の作成等)

第32条 乙は、管理業務を開始する日までに、使用許可業務を実施するために必要な千葉市行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び同条例第6条に規定する標準処理期間を定めて公にしておくとともに、これら(同条例第12条第1項に規定する処分基準を定めた場合にあつては、当該処分基準を含む。)を甲に届け出なければならない。これらの基準及び期間を変更した場合についても、同様とする。

(使用不許可処分等の際の報告)

第33条 乙は、スポーツ施設条例第6条若しくは第7条又は公園条例第11条若しくは第12条又はコミュニティセンター条例第9条若しくは第10条の規定により、管理施設を使用しようとする者に対し、使用の不許可、制限若しくは停止又は使用許可の取消しの処分をしたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

第3節 維持管理業務

(監視の実施等)

第34条 乙は、管理施設の使用時間中、管理施設を監視して、事故発生の予防に努めるとともに、管理施設内の施設、設備等に異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、第16条に定めるもののほか、設備の保守その他の維持管理業務の遂行に必要な資格を有する者を確保するものとする。

(維持管理の実施)

第35条 乙は、事業計画書に記載する管理施設の維持管理に関する計画（次項において「維持管理計画」という。）の内容に従い、管理施設の点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を実施するものとする。

- 2 乙は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるもの（以下「個別修繕」という。）を実施する必要がある場合は、その旨を速やかに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知をした日から10日（市の休日の日数は算入しない。）以内に、個別修繕計画書（様式第1号）に当該修繕に関する見積書を添えて甲に提出して、当該修繕の実施について甲と協議するものとする。
- 4 前項の場合において、甲及び乙は、個別修繕の内容、実施主体、費用の負担、当該修繕が資本的収支となる場合の資産計上の考え等について協議を行うものとし、別途個別修繕協定を締結した上で、甲又は乙が当該個別修繕を行うものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、個別修繕に係る費用の額が1件につき100万円以内である場合は、乙は、第2項の通知をした後に自ら当該個別修繕を実施するものとする。ただし、甲が通知を受けたときに反対の意思を表示したときは、この限りでない。
- 6 乙は、前2項の個別修繕を実施したときは、当該個別修繕の結果について、これを完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書（様式第2号）を甲に提出して報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、乙は、管理施設の機能の維持を図るため必要な措置を適時に講ずるものとする。

(費用負担の確認)

第36条 前条第1項の維持管理及び同条第5項の個別修繕の実施に要する費用は、指定管理料に含まれるものとし、乙は、甲に対して別途費用を請求することができないものとする。

- 2 前項に規定するほか、乙の責めに帰すべき事由により生じた維持管理又は修繕に要する費用は、乙が負担する。

第4節 自主事業の実施に関する業務

(自主事業の実施)

第37条 乙は、管理施設の設置目的及び募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容に適合する範囲内においてのみ、自主事業を行うことができるものとする。

- 2 乙は、当該事業年度の事業計画書に記載されていない自主事業を実施しようとする場合は、当該自主事業を実施しようとする日の30日前（市の休日の日数は参入しない。）までに、当該自主事業の具体的な実施計画を記載した個別自主事業実施計画書（別記第6）を甲に提出して、その承認を得るものとする。

(許可の取得等)

第38条 乙は、自主事業を実施するために必要な場合には、地方自治法その他の関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続を行って、所要の許可等を取得し、及び維持するものとする。

(使用料等の納付)

第39条 乙は、自主事業の実施に当たり、地方自治法、スポーツ施設条例、公園条例、コミ

コミュニティセンター条例、体育施設規則、公園規則、コミュニティセンター規則その他の関係法令等の定めるところに従い、自主事業の実施に伴う管理施設の使用に係る使用料を甲に前納し、又は管理施設の利用料金を指定管理者としての乙に支払うものとする。

(費用負担)

第40条 自主事業の実施(第三者に行わせる場合を含む。)に要する費用(前条の使用料及び利用料金を含む。)は、全て乙の負担とし、指定管理料及び利用料金を当該費用に充ててはならない。

第5章 モニタリング

(モニタリングの実施)

第41条 甲及び乙は、管理業務が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に定める基準に適合して実施されているかどうかを確認するため、この章に定めるところにより管理業務の実施状況の調査(以下「モニタリング」という。)を行うものとする。

(乙によるモニタリングの内容)

第42条 乙が行うモニタリングの内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第24条第1項の規定により管理業務の実施状況に関して日報として記録すること。
- (2) 利用者へのアンケート調査の実施
- (3) 管理業務の実施状況に関する自己評価の実施

(利用者アンケート)

第43条 乙は、利用者の意見、要望等を把握し、及び管理業務に反映させるため、事業計画書に記載した実施計画で定めるところにより、全ての利用者を対象として管理業務の実施状況についてのアンケート調査を実施するものとする。

- 2 乙は、各月のアンケート調査の結果を集計して、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての乙の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を当該月の翌々月に提出する月次事業報告書に添付して、甲に提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者の属性や利用状況等を踏まえ、各月のアンケート調査の結果を集計する効果が低いと認められる場合は、甲乙協議の上、複数の月の調査結果をまとめて前項のアンケート調査結果報告書を作成することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、乙は、常に利用者、地域住民等の意見を聴取し、適切に対応するための体制を整備しなければならない。

(管理業務の実施状況に関する自己評価)

第44条 乙は、月次事業報告書及び事業報告書に、管理業務の実施状況に関する次に掲げる事項についての自己評価(達成の成否のほか、達成又は未達成の程度の段階評価を含むものとする。)の結果を記載するものとする。

- (1) 管理施設の維持管理の実施内容が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に定める基準に適合しているかどうか
- (2) 管理施設の維持管理の実施内容が事業計画書の管理施設の維持管理に関する計画の内容に適合しているかどうか
- (3) 自主事業の実施内容が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に定める基準に適合しているかどうか
- (4) 自主事業の実施内容が事業計画書の自主事業の実施に関する計画及び個別自主事業実施計画書の内容に適合しているかどうか

- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理業務の実施状況が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に定める基準この協定に定める基準に適合しているかどうか

(甲によるモニタリング)

第45条 甲は、月次事業報告書及び事業報告書の内容を確認するほか、指定期間中、随時、乙に対して、管理業務の実施状況（経理の状況を含む。以下この条において同じ。）についての説明若しくは日報その他の管理業務に関する書類（経理に関する書類を含む。）の提出を求め、又はその職員に、管理施設において管理業務の実施状況若しくは当該書類を確認させ、若しくは利用者その他の関係者に質問させることができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(改善の指示等)

第46条 甲は、乙が募集関係図書等の記載内容若しくは、事業計画書の記載内容若しくはこの協定に定める基準に従って管理業務を実施していないと認めるとき又は管理業務の適正を期するために必要があると認めるときは、乙に対し、理由を付して、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は地方自治法第244条の2第10項に規定する指示をすることができる。

第6章 利用料金及び指定管理料

第1節 利用料金

第47条 管理施設の利用料金は、乙がその収入として収受する。

- 2 乙は、甲が別に定める日までに、スポーツ施設条例第10条第2項、公園条例第20条第2項及びコミュニティセンター条例第12条第2項の規定により、甲の承認を得て利用料金の額を定めるものとする。
- 3 前項の規定により定めた利用料金の額は、指定期間中、甲が特に必要があると認める場合を除き、変更しないものとする。
- 4 乙は、スポーツ施設管理規則第7条、公園規則第15条及びコミュニティセンター規則第8条及び第9条に規定する場合以外の場合であっても、特に必要があると認める場合は、利用料金を減免し、又は返還することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その減免し、又は返還した額に相当する額の補填をしないものとする。
- 5 乙は、収受した利用料金の一切を記録するために帳簿を作成して、逐一記録するとともに、当該記録を管理業務に係る事業年度終了後5年間保存しなければならない。

第2節 指定管理料

(通則)

第48条 甲は、乙に指定管理料を支払うものとし、指定管理料の額は、事業年度ごとに、次の数式によって算出される金額を基本として、第3項の規定により別途締結する年度協定書において確定する額とする。

$X - Y$

この式において、X及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X	当該事業年度における管理業務（自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）の実施に要する費用の額として当該事業年度の事業計画書に記載された見込額（以下「管理経費見込額」という。）
Y	当該事業年度における管理業務の実施により収受し得るものとして当該事業年度の事業計画書に記載された管理施設の利用料金の見込額

- 2 指定期間中の指定管理料の総額は、 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- 3 第1項の規定により算出される金額を確認し、及び各事業年度の指定管理料を確定するため、甲及び乙は、当該事業年度の4月1日に、別途年度協定書を締結するものとする。
- 4 管理経費見込額のうち当該事業年度に使用されなかった額がある場合で、その原因が乙の経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下この項において「不用額」という。）があるときは、甲は、乙に当該不用額の返還を求めることができる。ただし、当該不用額が、乙がその危険を負担する事由により発生したものである場合は、この限りでない。

（月次指定管理料）

第49条 指定管理料は、月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前条第3項の規定により確定した当該事業年度に係る指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に係る端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第3条の規定に従い、年度協定書で定めるものとする。

（月次事業報告書の確認）

- 第50条 甲は、第24条第1項の規定により乙から月次事業報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に、当該月次事業報告書に指摘事項があるかどうかの確認をし、その結果（指摘事項がある場合にあっては、その内容を含む。）を乙に通知するものとする。
- 2 乙は、甲から月次事業報告書に指摘事項がある旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から5日以内に、次の各号のいずれかの措置をとらなければならない。
 - （1）指摘事項について甲に異議を申し立てること。
 - （2）指摘事項を踏まえて補足、修正等をした月次事業報告書を甲に再提出すること。
 - 3 前項第2号の規定により月次事業報告書が再提出された場合においては、当該再提出された月次事業報告書を第24条第1項の規定により提出された月次事業報告書とみなして、第1項の規定を適用する。
 - 4 第2項第1号の規定により乙から異議申立てがあったときは、その取扱いについて甲乙誠実に協議の上、その結果に基づき、速やかに、第1項の規定により月次事業報告書に指摘事項がない旨を通知し、又は第2項第2号の規定により再提出するものとする。

（指定管理料の支払）

- 第51条 乙は、前条第1項の規定により月次事業報告書に指摘事項がない旨の通知を受けたときは、適法な請求書を甲に提出することにより当該月次指定管理料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請求に係る月次指定管理料を支払わなければならない。
 - 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する期間内に同項の規定による通知をしないときは、当該期間を経過した日から通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
 - 4 第49条及び前3項の規定にかかわらず、年度協定書に定めるところにより、甲は、指定管理料の一部又は全部を前金払又は概算払により支払うことができるものとする。

（遅延利息）

第52条 甲の責めに帰すべき事由により、月次指定管理料の支払が支払期間内に行われなか

ったときは、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率であって当該事業年度の4月1日において適用されるものを乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、この限りでない。

第7章 指定の取消し等

（指定の取消し及び管理業務の停止）

第53条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 甲が乙に対し、地方自治法第244条の2第10項の規定により相当な期間を定めて改善措置を講ずることを指示した場合において、当該期間を経過してもなお、当該指示に係る改善がなされないとき。
- (2) 乙が管理業務の遂行を放棄した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの協定上の義務を履行しない場合で甲が相当な期間を設けて履行の催告を行ったときにおいて、当該期間を経過してもなお、当該義務の履行がなされないとき。
- (5) 甲に提出された報告書、請求書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載があるとき等甲から指摘されるべき事項がある場合
- (6) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合
- (7) 乙が支払不能又は支払停止となった場合
- (8) 乙又は乙の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められる場合

2 乙は、指定管理者の指定が取り消された場合は、取消しの日までの期間に係る月次事業報告書、事業報告書その他この協定の規定により提出を要する報告書の一切を、速やかに甲に提出するほか、次章に規定する措置を講じるものとする。

（指定管理料の支払停止又は減額）

第54条 甲は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、未払の指定管理料の支払を停止し、又は減額して支払うことができるものとする。

（違約金等）

第55条 乙は、第53条第1項各号のいずれかに該当することにより、指定管理者の指定を取り消されたときは、甲に対し、取消しの日属する事業年度の管理経費見込額の20パーセントに相当する額を違約金として、その請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、第53条第1項に規定する場合において、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止により乙に生じた損害を賠償する責めに任じない。

第8章 指定期間の満了時等の措置

（原状回復等）

第56条 乙は、指定期間が満了したとき（指定が取り消されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任において管理施設を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者（以下「管理承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく管理施設を原状に回復しない場合は、乙に代わって管理施設を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、及び当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（業務等の引継ぎ）

第57条 乙は、指定期間が満了したとき以後に管理施設の管理が引き続き円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は管理承継者に対して管理施設及び管理業務の引継ぎを行うものとする。

2 乙は、指定期間が満了したときは、速やかに、乙が作成した文書管理規程に定める保存期間が満了していない保有文書及び保存期間が満了した保有文書で廃棄をしていないものを、甲又は管理承継者に引き継がなければならない。

3 乙は、前2項の規定による引継ぎに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、指定期間が満了したとき以後であっても、甲の求めがあったときは、第1項の引継ぎが完了するまでの間自らの費用及び責任において管理施設の必要最小限度の維持保全を行うものとする。

第9章 損害賠償

（甲の損害賠償義務）

第58条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の損害賠償義務）

第59条 乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合（第61条第1項又は第63条第1項に規定する措置をとったときに限る。）は、この限りでない。

2 前項の場合において、甲は、既に第55条の違約金を受領しているときは、当該損害額から受領した違約金の額を控除した額を、損害賠償として請求することができる。

3 第1項に定める場合のほか、乙は、管理業務の遂行に付随関連して、管理施設の全部又は一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

（第三者に与えた損害の負担）

第60条 乙は、管理業務の実施に当たって、又は管理業務に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第10章 法令の変更等があった場合の措置

（報告）

第61条 乙は、指定期間中に法令の変更が行われた場合又はその責めに帰すべき事由によら

ないで許認可等の効力が失われた場合は、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令の変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、この協定の変更その他の報告に係る事態への対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

(指定の取消し等)

第62条 前条の規定にかかわらず、指定期間中に法令の変更が行われた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、管理業務の継続が不能となったとき又は管理業務の継続に過分の費用を要するときは、甲は、乙と協議の上、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、未払の指定管理料の支払を停止し、又は未払の指定管理料を減額して支払うことができるものとする。

第11章 不可抗力

(不可抗力)

第63条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(指定の取消し等)

第64条 前条の規定にかかわらず、不可抗力により管理業務の継続が不能となった場合又は管理業務の継続に過分の費用を要する場合は、甲は、乙と協議の上、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、未払の指定管理料の支払を停止し、又は未払の指定管理料を減額して支払うことができるものとする。

第12章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第65条 乙は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市条例第7号。次項において「選定条例」という。）第5条第1項の規定による場合を除き、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

2 乙は、管理業務を実施するために自己の費用及び責任において管理施設に設備、備品等を設置する場合は、指定期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。ただし、選定条例第5条第1項の規定により当該指定管理者としての地位を承継した者に設備、備品等を譲渡する場合は、この限りでない。

(合併等の報告等)

第66条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第67条 甲及び乙は、互いに管理業務に関して知り得た相手方の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、関係法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(情報の公表)

第68条 甲は、前条ただし書に規定する場合のほか、次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとし、乙は、この公表について異議を申し出ることができないものとする。

- (1) 第12条の規定により乙が作成する情報の公開に関する規程
- (2) この協定書及び年度協定書
- (3) 提案書類のうち、指定期間に属する各年度における管理施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書並びに乙の定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 第23条第2項の規定により乙が作成し、甲が承認した事業計画書及び収支予算書
- (5) 第24条の規定により乙が作成し、甲に提出した月次事業報告書、事業報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの協定の規定により甲に対して報告した事項

(計算書類等の提出)

第69条 乙は、乙の事業年度終了後3か月以内に、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を甲に提出するものとする。

(甲による債務の負担)

第70条 この協定の締結後に甲がこの協定の定めるところに従って新たに債務を負担する場合は、甲は適用のある法令及び条例に定める手続に従って当該債務を履行し、これを支払えば足りるものとする。

(利益の還元)

第71条 乙は、毎事業年度末において、剰余金（当該事業年度における自主事業の実施により得られる収入（以下「自主事業収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という。）が当該事業年度における自主事業の実施に係る支出額（以下「自主事業支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。以下同じ。）が生じ、剰余金が総収入額の10パーセントに当たる額を超える場合には、剰余金と総収入額の10パーセントに当たる額の差額の2分の1に相当する額を、甲に還元するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度における自主事業収入額が自主事業支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業収入額を減じて得られる額が総支出額から自主事業支出額を減じて得られる額を超える額を前項における剰余金とみなし、かつ、前項の「総収入額の10パーセント」を「総収入額から自主事業収入額を減じて得られる額の10パーセント」に読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

3 前2項の規定による還元の方法については、甲が発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

(事業年度等)

第72条 管理業務に係る事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 この協定における期間の定めについては、この協定に別段の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

(通知等の様式等)

第73条 この協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、申出、承諾、解除等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した請求書、通知書、計画書、報告書その他の書面及び図面(電磁的記録によるものを含む。)の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作権者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第74条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第75条 この協定に関連する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協定の費用)

第76条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第77条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 [主たる事務所の所在地]

[法人等の名称]

[代表者の職及び氏名]

管 理 施 設

1 千葉公園

所在地	千葉市中央区弁天3丁目1番1号	
主 な 施 設	体育館	開 設：昭和31年4月1日 敷地面積：6,909.1㎡ 延床面積：3,755.52㎡ 構 造：鉄筋コンクリート造2階建て アリーナ（1,178㎡、38m×31m）、2階スタンド、更衣室、 シャワー室、会議室、トイレ、事務室 他
	野球場	開 設：昭和24年10月10日 敷地面積：24,750㎡ 延床面積：218.7㎡ 構 造：鉄筋コンクリート造平屋建（本部席60.1㎡）、木造2階建（事 務所150.4㎡）、コンクリートブロック造平屋建（トイレ8.2㎡） 施設内容：両翼92m、センター119m、内野土・外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	球技場 庭球場	開 設：昭和62年4月1日 施設内容：球技場 芝舗装 庭球場 オールウェザーハードコート4面 ※競輪場内に設置。
	プール	開 設：昭和35年7月1日 敷地面積8,666.154㎡ 延床面積：705.1㎡ 構 造：鉄筋コンクリート造2階建（事務所511.4㎡）、コンクリート ブロック造平屋建（機械室・事務所・トイレ193.7㎡） 施設内容：50mプール（水連公認9コース、50m×20m、深さ1.3m～1.6m）、 夜間照明設備設置、子供プール（長さ20m、幅7～19m、 深さ 0.9m～1.0m）、徒渉プール（変形、深さ0.4m～0.45m、 すべり台1基）、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ他 開場期間：7月15日から8月31日まで
開場時間	体育館・野球場：午前9時から午後9時まで 球技場・庭球場：午前9時から午後5時まで プール：午前9時から午後8時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） （プールは、開場期間中の休場日はない）	

施設の特徴	<p>(1) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能</p> <p>(2) 野球場は、プロ野球チームの使用も可能。ただし、硬式・準硬式球による使用はできない。</p> <p>(3) 球技場、庭球場は、競輪場内に設置。競輪開催による利用制限がある。</p> <p>(4) 50mプールと子供プール、徒渉プール（すべり台1基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能。50mプールは照明設備が設置されており、午後8時まで営業している。</p> <p>(5) 球技場及び庭球場の敷地の一部は、市が財務省より借上げている。</p> <p>(6) 千葉県地域防災計画において、公園全体が広域避難場所に、体育館が避難場所・避難所に指定されている。</p>
-------	--

2 幸町公園水泳プール

所在地	千葉県美浜区幸町1丁目4番	
主な施設	プール	<p>開設：昭和44年6月2日</p> <p>延床面積：117㎡</p> <p>構造：鉄骨造平屋建（事務所95㎡、機械室22㎡）</p> <p>施設内容：25mプール（5コース、25m×10m、深さ0.9m～1.2m）、徒渉プール（変形、深さ0.5m～0.6m）</p> <p>ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ 他</p> <p>開場期間：7月15日から8月31日まで</p>
	開場時間	午前9時から午後6時まで
休場日	開場期間中の休場日はない。	
施設の特徴	<p>(1) 幸町公園に、水泳プールを一体的に設置。</p> <p>(2) 25mプールと徒渉プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。</p> <p>(3) 千葉県地域防災計画において、公園全体が広域避難場所として指定されている。</p>	

3 みつわ台第2公園

所在地	千葉県若葉区みつわ台3丁目3番1号	
主な施設	体育館	<p>開設：昭和56年4月1日</p> <p>構造：鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て</p> <p>敷地面積：2,367.33㎡</p> <p>延床面積：1,151.15㎡</p> <p>施設内容：屋内運動場（770.4㎡、35.75m×21.55m）、トレーニング室（77.4㎡）、多目的室（33.5㎡）、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他</p>
	野球場	<p>開設：昭和50年7月19日</p> <p>敷地面積：6,500㎡</p> <p>施設内容：両翼68m、センター70m、内野土舗装、外野芝舗装</p> <p>実施可能種目：軟式野球、ソフトボール</p>

	庭球場	開 設：昭和50年7月19日 敷地面積：1,600㎡ 施設内容：オールウェザーハードコート2面、夜間照明設備
	プール	開 設：昭和50年7月19日 敷地面積：2,000㎡ 延床面積：191.2㎡ 構 造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容：25mプール（6コース、25m×13m、深さ1.1m～1.2m）、徒渉プール（円形半径6m一部変形、深さ0.2m～0.5m、すべり台1基）、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ 他 開場期間：7月15日から8月31日まで
開場時間		体育館及び庭球場：午前9時から午後9時まで 野球場：午前9時から午後5時まで プール：午前9時から午後6時まで
休 場 日		年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） （プールについては、開場期間中の休場日はない）
施設の特徴		(1) みつわ台第2公園に、体育館、野球場、庭球場及び水泳プールを一体的に設置。 (2) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。 (3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置するとともに、多目的室を設置。 (4) 野球場は、軟式野球及びソフトボールで使用が可能。 (5) 庭球場には、夜間照明設備を設置しておりナイター使用が可能。
施設の特徴		(6) 25mプールと徒渉プール（すべり台1基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能 (7) 千葉県地域防災計画において、公園全体及び体育館が避難場所・避難所として指定されている。 (8) 野球場は、千葉県消防局所有のヘリコプターを活用した救急搬送に伴う離着陸場に指定されている。

4 古市場公園

所 在 地		千葉県緑区古市場町474番地の328他
主 な 施	体育館	所 在 地：千葉県緑区古市場町474番地の277他 開 設：平成4年4月18日 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 敷地面積：6,806.98㎡、延床面積：2,299.5㎡ 施設内容：屋内運動場（1,200㎡）、トレーニング室（100㎡）、講習室、クラブ室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他 そ の 他：休憩所（50㎡、トイレ、倉庫）、受変電機械室（36.3㎡） 他

設	多目的広場(ゲートボール場)	所在地：千葉市緑区古市場町474番地の277他 開設：平成4年4月18日 敷地面積：898.32㎡ 施設内容：人工芝2面
	相撲場	所在地：千葉市緑区古市場町474番地の336 開設：平成8年10月2日 構造：鉄筋コンクリート造 平家建 敷地面積：2,145.03㎡、延床面積：629.26㎡ 施設内容：相撲場(397.71㎡)、師範席、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ他
	野球場	開設：昭和56年4月1日 敷地面積：5,968㎡ 施設内容：両翼76m、センター87m、内野土・外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	庭球場	開設：昭和57年4月1日 敷地面積：1,296㎡ 施設内容：オールウェザーハードコート2面
	プール	開設：昭和54年7月1日 敷地面積：3,410㎡ 延床面積：344.5㎡ 構造：鉄筋コンクリート造平屋建 施設内容：25mプール(7コース、25m×15m、深さ1.1m～1.4m) 徒渉プール(変形、170㎡、深さ0.3m)、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ他 開場期間：7月15日から8月31日まで
	駐車場(無料)	(1) 敷地内駐車場 21台(体育館側)、36台(相撲場側)
	開場時間	体育館及び相撲場：午前9時から午後9時まで 野球場、庭球場及びプール：午前9時から午後5時まで プール：午前9時から午後6時まで
	休場日	年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで) (プールについては、開場期間中の休場日はない)
	施設の特徴	(1) 古市場公園及び隣接地に体育館、相撲場、野球場、庭球場及びプールを一体的に設置。 (2) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。 (3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置。 (4) 市内唯一の屋内相撲場で、師範席を設置しており、建具を開放することにより外部開放が可能。 (5) 野球場は、軟式野球及びソフトボールで使用が可能。 (6) 25mプールと徒渉プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。 (7) 千葉市地域防災計画において、野球場が避難場所・避難所として指定されている。 (8) 野球場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。

5 有吉公園

所在地	千葉県緑区おゆみ野有吉34-1	
主な施設	野球場	開設：昭和63年5月1日 敷地面積：8,183㎡ 施設内容：レフト90m、センター96m、ライト85m内野土・外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	庭球場	開設：昭和63年5月1日 敷地面積：3,338㎡ 施設内容：オールウェザーハードコート5面、夜間照明設備
	プール	開設：昭和63年5月1日 敷地面積：2,130㎡ 延床面積：294.5㎡ 構造：鉄骨造平屋建 施設内容：25mプール（7コース、25m×15m、深さ0.9m～1.1m）、徒渉プール（変形、深さ0.3m）ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ 他 開場時期：7月15日から8月31日まで
開場時間	野球場：午前9時から午後5時まで 庭球場：午前9時から午後9時まで （11月1日から3月末日までは午後5時まで） プール：午前9時から午後6時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） （プールについては、開場期間中の休場日はない）	
施設の特徴	<p>(1) 有吉公園に、野球場、庭球場及び水泳プールを一体的に設置。</p> <p>(2) 野球場は、軟式野球・ソフトボールで使用が可能。</p> <p>(3) 庭球場には、夜間照明設備（3面）を設置しており、4月から10月末までは、ナイター使用が可能。</p> <p>(4) 25mプールと徒渉プールを設置しており、子どもから大人まで利用が可能。</p> <p>(5) 千葉県地域防災計画において、公園全体が広域避難場所の一部として指定されている。</p>	

6 稲毛海浜公園

所在地	千葉県美浜区高浜7丁目1番3号他	
主な施設	野球場	開設：昭和54年9月2日 敷地面積：14,875㎡ 施設内容：南北に2面設置、内野土・外野芝舗装 実施可能種目：軟式野球、ソフトボール
	球技場	開設：平成14年7月1日 敷地面積：9,737㎡ 施設内容：フィールド105m×68m、暖地型芝ティフトン419（寒地型芝ペレニアルライグラスをオーバーシードに使用）、夜間照明設備設置、スタンド204席 実施可能種目：サッカー
	庭球場	開設：昭和53年7月8日 敷地面積：15,412㎡ 延床面積：120㎡

		<p>構 造：鉄骨造平屋建（休憩所、更衣室、トイレ、倉庫） 施設内容：オールウェザーハードコート9面、クレールコート4面</p> <p>《袖ヶ浦第4緑地庭球場（高浜庭球場）》 所 在 地：千葉市美浜区高浜2丁目1番 開 設：昭和55年11月26日 敷地面積：8,156㎡ 延床面積：82.5㎡ 構 造：鉄骨造平屋建（休憩所、受付事務所、更衣室、トイレ、シャワー室、倉庫） 施設内容：オールウェザーハードコート8面</p>
	稲毛屋内運動場	<p>開 設：平成5年4月1日 敷地面積：3,441.05㎡ 延床面積：4,235.1㎡ 構 造：鉄骨造3階建 施設内容：屋内運動場2,712㎡（45.2m×60m）、人工芝、投球練習場3箇所（295㎡）、事務室、会議室、器具庫、ロッカー室、シャワー室、更衣室、トイレ他</p>
開場時間	<p>野球場・庭球場・稲毛屋内運動場：午前9時から午後5時まで 球技場：午前9時から午後9時まで</p>	
休 場 日	<p>年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）</p>	
施設の特徴	<p>(1) 稲毛海浜公園に、野球場、球技場、庭球場及び屋内運動場を一体的に設置。 (2) 野球場では、軟式野球・ソフトボールでの利用が可能である。</p>	
	<p>(3) 球技場は、サッカーワールドカップ2002日韓共催大会において、アイルランド代表チームのキャンプ地として利用された球技場であり、その後もJリーグ仕様の芝を維持し、市民に質の高い競技環境を提供している。また、照明設備を備えており、夜間の利用も可能である。 また、10月初旬に寒冷型芝ペレニアルライグラスをオーバーシードすることで年間を通じて球技場の利用を可能としている。なお、ジェフレディース及びジェフアカデミーが練習場として利用されており、一般への貸出が制限される場合がある。 (4) 屋内運動場の供用時間は午後5時までとなっているが、千葉ロッテマリーンズによるアカデミー教室については、週3回程度21時まで供用時間の延長により供用している。 (5) 庭球場は、稲毛海浜公園内に計13面、袖ヶ浦第4緑地に8面が設置されており、団体での利用に対応することができる規模を有している。</p>	

7 花島公園

所 在 地	千葉市花見川区花島303-3	
主 な 施	球技場	<p>開 設：平成14年8月1日 敷地面積：13,227㎡ 施設内容：野球場 両翼85m センター120m、球技場 105m×68m、内野土舗装、外野及び球技場は芝舗装</p>
	庭球場	<p>開 設：平成13年5月1日 敷地面積：3,000㎡</p>

設		施設内容：砂入り人工芝コート4面（内2面は平成17年度に追加）
	弓道場	開 設：平成17年4月1日 延床面積：220.95㎡ 構 造：鉄骨造（射場183.45㎡）、鉄筋コンクリート造（的場37.5㎡） 施設内容：近的5人立 28m、巻き藁室、審判室、控室、トイレ等
	花島公園 センター	開 設：平成17年4月1日 構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階地下1階 延床面積：5,185.53㎡
	体育館	延床面積：1,418.0㎡ 施設内容：アリーナ1,123.14㎡、更衣室131.50㎡、用具庫98.01㎡、 トイレ、シャワー室
	ト レ ー ニ ン グ 室	延床面積：90.74㎡ 施設内容：トレーニング機器は指定管理者によりリース
	花 島 コ ミュニ ティセ ンター	延床面積：1,074.14㎡ 施設内容：創作室1 64.84㎡(36人収容)、創作室2 80.54㎡(37人 収容) 講習室1 82.60㎡(50人収容)、講習室2 87.27㎡(30畳50人収容)、 幼児室43.68㎡(10人収容)、和室52.96㎡(16畳20人収容)、集会室51.39 ㎡(25人収容)、サークル室1 100.72㎡(36人収容)、サークル室2 49.34㎡(24人収容)、多目的室358.02㎡(220席)、音楽室102.78㎡(30 人収容)
	共 用 管 理部分	延床面積：2,602.65㎡ 共用部分：玄関ホール(210.24㎡)、廊下、トイレ 管理部分：事務室（花見川公園緑地事務所と共用222.16㎡）、書庫、 会議室、休憩室、救護室、機械室、電気室、発電機室、備蓄倉庫、倉 庫1、倉庫2、監視室、消火ポンプ室、給湯室
開場時間	球技場、庭球場、弓道場：午前9時から午後5時まで 体育館、トレーニング室：午前9時から午後9時まで 花島コミュニティセンター：午前9時から午後9時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	

施設の特徴	<p>(1) 花島公園に、球技場、庭球場、体育館、トレーニング室及び弓道場を一体的に設置。</p> <p>(2) 球技場は、野球場と兼用となっており、サッカー、野球等のほか、各種球技での利用が可能。</p> <p>(3) 庭球場は、防風ネットを備えているため風の影響が少ない。</p> <p>(4) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(5) トレーニング室は、トレーニング機器をリースにより設置。 利用者ニーズに対応した各種トレーニング機器設置により、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(6) 弓道場は、巻き藁室を備え個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(7) 千葉県地域防災計画において、公園全体が避難場所・避難所に指定されているほか、公園センター地下には備蓄倉庫を備えている。また球技場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p>
-------	--

8 犢橋公園野球場

所在地	千葉県花見川区三角町656-4	
主な施設	野球場	<p>開設：平成15年4月1日</p> <p>敷地面積：11,500㎡</p> <p>施設内容：両翼90m センター119m、内野土・外野芝舗装</p> <p>実施可能種目：軟式野球、ソフトボール</p>
	開場時間	午前9時から午後5時まで
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）	
施設の特徴	<p>(1) 犢橋公園に、野球場を設置。</p> <p>(2) 野球場は、軟式野球の公式グラウンドとしての規格を備えている。</p> <p>(3) 公園内に受付及び作業員休憩所が設置されている。</p> <p>(4) 千葉県地域防災計画において、公園全体が広域避難場所に指定されている。</p>	

9 千葉市高洲市民プール（現施設）

所在地	千葉県美浜区高洲4丁目2番1号	
開設	昭和47年2月1日	
敷地総面積	敷地面積：10,230.69㎡	
主な施設	体育館	<p>延床面積：1,493.23㎡</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>主な施設：屋内運動場（495㎡、27.5m×18m）、トレーニング室（91.77㎡）、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他</p>
	プール	<p>主な施設：50mプール（9コース、50m×24.5m、深さ1.3m～1.7m）、25mプール（7コース、25m×15m、深さ0.9m～1.2m）、</p> <p>開場時期：7月1日から8月31日まで</p>
	機械室	延床面積：193.33㎡
	駐車場	60台（無料）

開場時間	体育館：午前9時から午後9時まで プール：午前9時から午後6時まで
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
施設の特徴	(1) 日本水泳連盟公認9コース50mプールを設置しており、大会等の開催が可能。 (2) 25mプールを併設しており、子どもから大人まで利用が可能。 (3) 体育館は、バドミントン、卓球等に使用でき、個人使用、専用使用が可能。 (4) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置。 (5) 千葉県地域防災計画により、本施設全体が広域避難場所、体育館は避難場所・避難所に指定されている。

9-2 千葉県高洲市民プール（新施設）

所在地	千葉県美浜区高洲4丁目2番2号	
開設	平成28年11月（予定）	
敷地総面積	敷地面積：7,624㎡	
主な施設	体育館	延床面積：1,850㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 平屋立 主な施設：屋内運動場（816㎡）、トレーニング室（118㎡）、こじま展示室、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	プール	主な施設：25mプール（9コース、深さ1.0m～1.2m、容積540㎡）、子供用プール（7.5m×20m、深さ0.3m～0.7m容積50㎡幼児用プール部分を含む）
	駐車場	42台（無料）

10 千葉県北谷津温水プール

所在地	千葉県若葉区北谷津町327番地の1	
開設	昭和55年11月1日	
敷地面積	4,702.78㎡	
延床面積	1,805.12㎡	
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建	
主な施設	温水プール	施設内容：25mプール（7コース、25m×15m、深さ1.0m～1.2m）、子供プール（変形、幅6.1m×6.4m、深さ0.8m～0.9m）、スライダープール（変形、幅3.9m×6.5m、深さ0.3m、すべり台1基）、採暖室、ボイラー室、ロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	駐車場（無料）	敷地内駐車場 30台 敷地外第1駐車場 28台（プール側）、第2駐車場40台（北谷津清掃工場側）※ ※北谷津清掃工場側の駐車場については、若葉いきいきプラザとの共同駐車場となっている。
開場時間	午前9時から午後9時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	

施設の特徴	(1) 北谷津清掃工場の余熱を利用した、通年型の温水プールである。 (2) 25mプール、子供プール、スライダープール（すべり台1基）を設置しており、子どもから大人まで利用が可能。
-------	---

11 千葉市武道館

所在地	千葉市中央区末広2丁目11番24号	
開設	昭和39年10月1日（県開設）	
敷地面積	2,277.34㎡	
延床面積	1,391.60㎡	
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	
主な施設	剣道場	315.2㎡（19.7m×16m）
	柔道場	315.2㎡（19.7m×16m、130畳敷）
	弓道場	365.2㎡（33.2m×11m）、近的6人立：28m
	その他	師範及び講師控室、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	駐車場	10台（無料）
開場時間	午前9時から午後9時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	
施設の特徴	(1) 剣道場、柔道場、弓道場を配置しており、個人使用、専用使用が可能。 (2) 千葉市地域防災計画による避難場所・避難所として指定されている。	

12 千葉市宮野木スポーツセンター

所在地	千葉市稲毛区宮野木町2150番地4	
開設	平成元年6月3日	
敷地総面積	26,427.68㎡	
主な施設	体育館	敷地面積：1,654.99㎡、延床面積：1,745.66㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 2階建 施設内容：屋内運動場（910.6㎡、31.4m×29m）、トレーニング室（140.89㎡）、シャワー室、会議室、トイレ、事務室 他
	野球場	敷地面積：6,419㎡ 施設内容：両翼70m、センター85m、内野土舗装、外野芝舗装
	庭球場	敷地面積：2,700㎡、 施設内容：クレークコート4面
	駐車場	80台（無料）
	その他	レストハウス（79.49㎡、休憩室、トイレ）、ジョギングコース（300m）、ゲートボール場1面、倉庫他
開場時間	体育館：午前9時から午後9時まで 庭球場及び野球場：午前9時から午後5時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	

施設の特徴	<p>(1) 体育館、野球場及び庭球場を一体的に設置。</p> <p>(2) 体育館は、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などに使用でき、個人使用、専用使用が可能。</p> <p>(3) 体育館内にトレーニング室を設置し、各種トレーニング機器を配置。</p> <p>(4) 野球場は、軟式野球及びソフトボールでの使用が可能。</p> <p>(5) 野球場の周囲に300mのジョギングコースを設置。</p> <p>(6) 庭球場は、クレークコート4面を設置。</p> <p>(7) 千葉市地域防災計画において、避難場所・避難所として指定されている。</p> <p>(8) 野球場は、重篤患者の救急搬送を行う消防ヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p>
-------	--

13 千葉市中田スポーツセンター

所在地	千葉市若葉区中田町1200番地1	
敷地総面積	69,473.98㎡	
主 な 施 設	球技場	<p>開設：平成15年10月1日</p> <p>敷地面積：9,600㎡</p> <p>建築面積：250.50㎡、延床面積：249.25㎡</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>施設内容：(1) グラウンド 105m×68m、芝舗装（野芝：エルトロ）、芝生観覧席（500人程度）</p> <p>(2) 管理棟 事務室、更衣室、シャワー室、トイレ 他</p>
	多目的運動場	<p>開設：平成15年10月1日</p> <p>敷地面積：989㎡</p> <p>施設内容：グラウンド（23m×43m）、芝舗装（野芝：エルトロ）他</p>
	庭球場	<p>開設：平成18年10月24日</p> <p>敷地面積：2,525.36㎡</p> <p>施設内容：砂入り人工芝4面</p>
	野球場	<p>開設：平成18年10月24日</p> <p>敷地面積：8,621.64㎡</p> <p>施設内容：両翼86.87m・センター97.54m、内野土舗装・外野芝舗装、芝生スタンド（200人程度）他</p>
	グラウンドゴルフ場	<p>開設：平成18年10月24日</p> <p>敷地面積：5,774.61㎡</p> <p>施設内容：1コース（8ホール）、芝舗装</p>
	その他	<p>開設：平成18年10月24日</p> <p>施設内容：更衣棟（鉄骨造平屋建 158.44㎡、休憩室、更衣室、シャワー室、トイレ、倉庫）、運動広場（2,672.69㎡）、多目的広場（386.54㎡）、芝生広場（1,890㎡）、ガレージ（49.75㎡）、屋外トイレ（23.52㎡）、緑地、その他（園路、歩道）等</p>
	駐車場	普通車255台、大型車8台、身体障害者用8台
開場時間	午前9時から午後5時まで	
休場日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	

施設の特徴	<p>(1) 球技場は芝舗装で、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、グラウンドゴルフ等に使用可能、芝生観覧席（500人程度）を設置。</p> <p>(2) 野球場は、軟式野球及びソフトボールでの使用が可能で、芝生スタンドを設置（200人程度）。</p> <p>(3) グラウンドゴルフ場は、芝舗装で、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等のコースとして、2コース・18ホールを設置。</p>
施設の特徴	<p>(4) 多目的運動場は、芝舗装で、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、フットサル、グラウンドゴルフ等での使用が可能。</p> <p>(5) 運動広場は、土舗装で、ゲートボール等に使用可能。</p> <p>(6) 球技場は、重篤患者の救急搬送を行うヘリコプターの離着陸場に指定されている。</p>

次年度事業計画案

次年度事業計画案に記載する項目

- 1 総則
 - (1) 基本方針
 - (2) 事業概要
 - (3) 基本事項
 - (4) 指定管理区域周辺の管理者との調整・協力
 - (5) 事業計画・事業報告書の作成
 - (6) 管理規程、マニュアル等の作成
- 2 管理体制
 - (1) 責任体制（組織）
 - (2) 人員配置、業務分担
 - (3) 業務体制
 - (4) 緊急時の体制
- 3 運営計画
 - (1) 年間計画（休場日、開場時間、利用制限、優先利用（利用調整）計画）
 - (2) 利用料金等
 - (3) 使用許可業務
 - (4) 施設貸出業務
 - (5) 施設利用受付業務
 - (6) 施設運営業務
 - (7) コミュニティセンター運営懇談会
 - (8) 広報・プロモーション計画
 - (9) 研修・訓練計画
- 4 維持管理計画
 - (1) 建築物維持管理業務
 - (2) 建築設備維持管理業務
 - (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務
 - (4) 植栽維持管理業務
 - (5) 外構施設維持管理業務
 - (6) 清掃業務
 - (7) 環境衛生管理業務
 - (8) 保安警備業務
 - (9) 駐車場維持管理業務
 - (10) 体育館維持管理業務
 - (11) 野球場維持管理業務
 - (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務
 - (13) 庭球場維持管理業務
 - (14) プール維持管理業務
 - (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務
 - (16) 弓道場維持管理業務
 - (17) 相撲場維持管理業務
 - (18) 柔道場・剣道場維持管理業務
 - (19) 花島公園センター維持管理業務

- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務
- (21) 光熱水費等の支払事務代行
- (22) 修繕実施計画
- (23) 保険への加入
- (24) 委託事務実施計画
- 5 事業実施受託業務計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 取組目標及び内容
- 6 自主事業計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 教室・イベントの開催
 - (3) その他の自主事業
- 7 モニタリング計画
 - (1) モニタリング実施計画
 - (2) 利用者アンケート実施計画
 - (3) 自己評価計画
- 8 利益の還元

事業計画書

事業計画書に記載する項目

- 1 総則
 - (1) 基本方針
 - (2) 事業概要
 - (3) 基本事項
 - (4) 指定管理区域周辺の管理者との調整・協力
 - (5) 事業計画・事業報告書の作成
 - (6) 管理規程、マニュアル等の作成
- 2 管理体制
 - (1) 責任体制（組織）
 - (2) 人員配置、業務分担
 - (3) 業務体制
 - (4) 緊急時の体制
- 3 運営計画
 - (1) 年間計画（休場日、開場時間、利用制限、優先利用（利用調整）計画）
 - (2) 利用料金等
 - (3) 使用許可業務
 - (4) 施設貸出業務
 - (5) 施設利用受付業務
 - (6) 施設運營業務
 - (7) コミュニティセンター運営懇談会
 - (8) 広報・プロモーション計画
 - (9) 研修・訓練計画
- 4 維持管理計画
 - (1) 建築物維持管理業務
 - (2) 建築設備維持管理業務
 - (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務
 - (4) 植栽維持管理業務
 - (5) 外構施設維持管理業務
 - (6) 清掃業務
 - (7) 環境衛生管理業務
 - (8) 保安警備業務
 - (9) 駐車場維持管理業務
 - (10) 体育館維持管理業務
 - (11) 野球場維持管理業務
 - (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務
 - (13) 庭球場維持管理業務
 - (14) プール維持管理業務
 - (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務
 - (16) 弓道場維持管理業務
 - (17) 相撲場維持管理業務
 - (18) 柔道場・剣道場維持管理業務

- (19) 花島公園センター維持管理業務
- (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務
- (21) 光熱水費等の支払事務代行
- (22) 修繕実施計画
- (23) 保険への加入
- (24) 委託事務実施計画
- 5 事業実施受託業務計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 取組目標及び内容
- 6 自主事業計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 教室・イベントの開催
 - (3) その他の自主事業
- 7 モニタリング計画
 - (1) モニタリング実施計画
 - (2) 利用者アンケート実施計画
 - (3) 自己評価計画
- 8 利益の還元

月次事業報告書

月次事業報告書に記載する項目

- 1 管理業務の実施状況に関する事項
 - (1) 建築物維持管理業務実施状況
 - (2) 建築設備維持管理業務実施状況
 - (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務実施状況
 - (4) 植栽維持管理業務実施状況
 - (5) 外構施設維持管理業務実施状況
 - (6) 清掃業務実施状況
 - (7) 環境衛生管理業務実施状況
 - (8) 保安警備業務実施状況
 - (9) 駐車場維持管理業務実施状況
 - (10) 体育館維持管理業務実施状況
 - (11) 野球場維持管理業務実施状況
 - (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務実施状況
 - (13) 庭球場維持管理業務実施状況
 - (14) プール維持管理業務実施状況
 - (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務実施状況
 - (16) 弓道場維持管理業務実施状況
 - (17) 相撲場維持管理業務実施状況
 - (18) 柔道場・剣道場維持管理業務実施状況
 - (19) 花島公園センター維持管理業務実施状況
 - (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務実施状況
 - (21) 光熱水費等の支払事務代行実施状況
 - (22) 修繕実施状況
- 2 管理施設の利用状況に関する事項
 - (1) 利用者数・専用利用状況
 - (2) 利用制限実施状況
 - (3) 不利益処分状況
 - (4) 事故報告
- 3 利用料金その他の収入の状況に関する事項
 - (1) 利用料金収入状況
 - (2) 自主事業収入状況
- 4 経費の支出の状況に関する事項
 - (1) 管理業務に要する経費支出状況
 - (2) 自主事業に要する経費支出状況
- 5 自主事業に関する事項
 - (1) 自主事業実施状況
- 6 モニタリングに関する事項
 - (1) 利用者アンケート実施状況
 - (2) 自己評価の実施状況
 - (3) 業務改善状況

事業報告書

事業報告書に記載する項目

- 1 管理業務の実施状況に関する事項
 - (1) 建築物維持管理業務実施状況
 - (2) 建築設備維持管理業務実施状況
 - (3) 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務実施状況
 - (4) 植栽維持管理業務実施状況
 - (5) 外構施設維持管理業務実施状況
 - (6) 清掃業務実施状況
 - (7) 環境衛生管理業務実施状況
 - (8) 保安警備業務実施状況
 - (9) 駐車場維持管理業務実施状況
 - (10) 体育館維持管理業務実施状況
 - (11) 野球場維持管理業務実施状況
 - (12) 球技場・多目的運動場維持管理業務実施状況
 - (13) 庭球場維持管理業務実施状況
 - (14) プール維持管理業務実施状況
 - (15) 稲毛屋内運動場維持管理業務実施状況
 - (16) 弓道場維持管理業務実施状況
 - (17) 相撲場維持管理業務実施状況
 - (18) 柔道場・剣道場維持管理業務実施状況
 - (19) 花島公園センター維持管理業務実施状況
 - (20) グラウンドゴルフ場維持管理業務実施状況
 - (21) 光熱水費等の支払事務代行実施状況
 - (22) 修繕実施状況
- 2 管理施設の利用状況に関する事項
 - (1) 利用者数・専用利用状況
 - (2) 利用制限実施状況
 - (3) 不利益処分状況
 - (4) 事故報告
- 3 利用料金その他の収入の状況に関する事項
 - (1) 利用料金収入状況
 - (2) 自主事業収入状況
- 4 事業実施受託業務に関する事項
 - (1) 事業実施受託業務実施状況
- 5 自主事業に関する事項
 - (1) 自主事業実施状況
- 6 モニタリングに関する事項
 - (1) 利用者アンケート実施状況
 - (2) 自己評価の実施状況
 - (3) 業務改善状況
- 7 利益の還元

個別自主事業実施計画書

個別自主事業実施計画書に記載する項目

- 1 自主事業名
- 2 実施目的
- 3 実施理由
- 4 事業内容
 - (1) 実施時期
 - (2) 実施場所
 - (3) 実施方法等
 - (4) 料金
- 5 その他

個別修繕計画書

(あて先) 千葉市長

施設指定管理者
(指定管理者の名称及び代表者氏名) 印

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第 3 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり提出します。

- 1 修繕箇所
- 2 修繕理由
- 3 修繕内容
 - (1) 施工期間
 - (2) 施工方法
- 4 添付書類等 (提案書、見積書、図面等)

個別修繕実施報告書

(あて先) 千葉市長

施設指定管理者
(指定管理者の名称及び代表者氏名) 印

千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第 3 5 条第 6 項の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 修繕箇所
- 2 修繕実施内容
 - (1) 施工期間
 - (2) 施工内容
 - (3) 施工状況
- 3 添付書類等 (完成図、施工写真等)